

平成23年度

富岡市水防計画

富岡市

目 次

第1章	総則.....	1
第2章	水防組織.....	1
第3章	水防活動.....	2
第4章	水防標識・身分証明及び水防信号	4
第5章	決壊時の処置.....	5
第6章	相互応援.....	5
第7章	水防解除.....	6
第8章	水防実施状況報告.....	6
第9章	通信連絡体制.....	7
資料編	8

第1章 総則

この計画は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号(以下「水防法」という。))第32条の規定により、富岡市に係る洪水等の被害を軽減することを目的として、水防業務を円滑に実施するために必要な事項を規定する。

第2章 水防組織

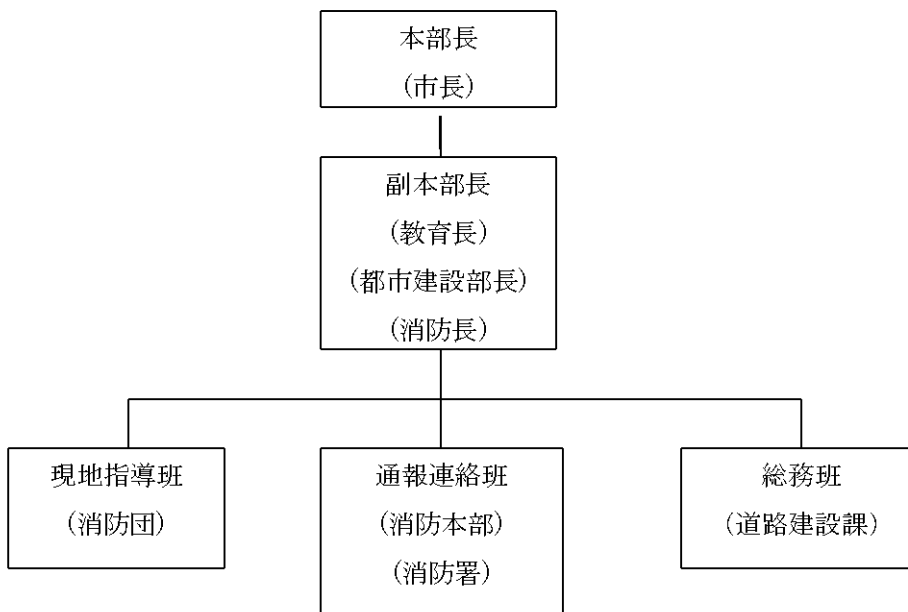
1 水防本部

- (1) 市長は、次の場合に富岡市水防本部(以下「水防本部」という。)を市役所内に設置する。
 - (ア) 大雨、洪水等のいずれかの予報及び警報が発せられたとき。
 - (イ) その他、市長が洪水等の発生の恐れがあると認めたとき。
- (2) 市長は、次の場合は水防本部を廃止するものとする。

洪水の恐れが解消し、水防活動が終了したとき。
- (3) 水防本部事務局は道路建設課におく。
- (4) 水防本部は、富岡市災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され水防事務を処理する。

2 水防本部の組織

水防本部を設置した場合の組織図は次のとおりである。



第3章 水防活動

1 配備区分

本部長は、配備について次のような区分を設ける。

配備区分	発令基準	配備内容
警戒	前橋地方気象台から大雨。洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	原則2名以上
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までかなり時間的余裕があるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢	所属人員の1/4
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の必要が考えられ、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なくできる状態	所属人員の1/2
第3配備	事態が切迫し、水防活動の開始が予想されるとき、所属人員全員によって水防活動ができる態勢	所属人員全員
注意事項	1 この指令は、事態に応じ第1配備から直ちに第3配備を発令する場合もある。 2 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。 3 水防本部員は第1配備指令後はできるかぎり外出を避け、待機しなければならない。 4 配備者は、交替員と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 5 その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。	

2 巡視警戒

(1) 本部長は、気象又は水防の予・警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知されるときまたは、地震による堤防の漏水、沈下等のおれがある場合は所属人員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

(2) 所属人員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね、次のとおりである。

- (ア) 堤防から水があふれる状況
- (イ) 河川堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ

- (ウ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (エ) 居住他側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- (オ) 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と取り付き部分の異常

3 水防活動

本部長は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定めるはん濫注意水位に達したとき、その他、水防上必要があると認められたときは、消防署員及び消防団員(以下「消防機関」という。)を次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

この場合、本部長は、「水防活動速報報告書(様式-1)」により、ただちに出動状況を群馬県現地指導本部(富岡土木事務所)に報告すること。

(1)待機

待機命令は、次の状況の際発令するものとし、消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の状況を把握することに努め、直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 洪水予報が発せられたとき。 (イ) 水防本部が待機の態勢に入ったとき。
------	--

(2)出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発令するものとし、消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の準備、点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視のため、一部団員を出動させること。

出動準備基準	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 河川の水位が待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されたとき。 (イ) 気象状況等により水害の危険が予知されたとき。
--------	---

(3)出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた警戒配備につくものとする。

出動基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報が発せられたとき。 2 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。 3 急激な豪雨があったとき。 4 堤防に特に危険な場所がある場合で、水防活動を行う必要があると認めるとき。
------	---

第4章 水防標識・身分証明及び水防信号

1 水防標識

水防作業を、正確、敏速かつ規則正しい団体活動とするため、次の標識を定める。

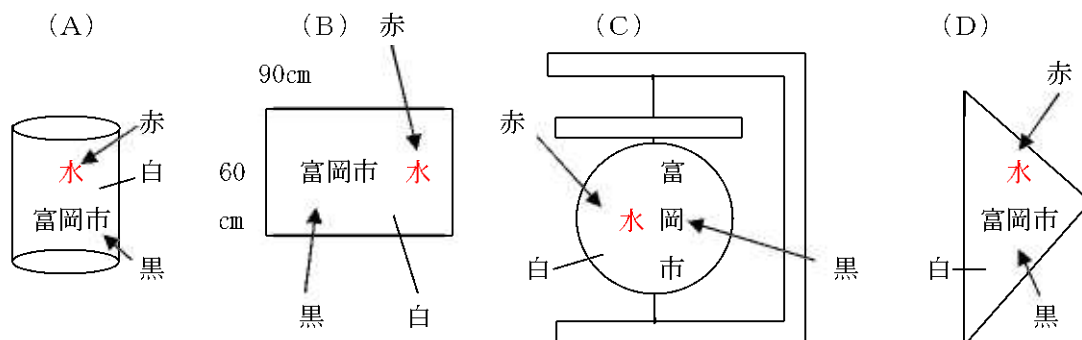
(ア)水防要員の標識

左腕に腕章をつける (A)

(イ)消防団又は消防機関の標識

昼間は (B) を掲げ、夜間は標識 (C) を掲げる。

(ウ)水防用緊急自動車は (D) 標識を掲げる。



2 身分証明証

水防法第49条第2項の規定により、水防職員が携帯する身分を示す証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号 富岡市水防職員の証 職名 氏名 生年月日 上記の者は、水防法第49条に基づく 職員であることを証する。 年 月 日 富岡市長 印
--

(うら)

水防法(抜粋) 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
--

3 水防信号

水防法第20条の規定による水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種別	警 鐘 信 号	サイレン信号		
第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒6秒 ○-休止	5秒6秒 ○-休止	5秒6秒 ○-休止
第2信号	乱 打	3秒2秒 ○-休止	3秒2秒 ○-休止	3秒2秒 ○-休止

備考

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用すること。
- 3 危険が去ったときは、防災行政用無線又は口頭伝達により周知すること。
- 4 第1信号は、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。
第2信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

第5章 決壊時の処置

1 通報

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態が生じたときは、本部長は、直ちにその旨を富岡土木事務所、及びはん濫する方向の隣接水防管理者、あるいは高崎国道河川事務所に通報することとする。

本部長は、決壊後であっても、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

2 避難のための立退き

(1)立退の指示

本部長は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退き、又はその準備をすべきことを指示するとともに、富岡警察署長に通報しなければならない。

(2)立退予定地等住民への周知

本部長は、富岡警察署長及び消防本部(消防長)等と協議のうえ、立退き予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

第6章 相互応援

水防法23条第1項の規定により、水防計画のための隣接市町村の相互応援協力計画は次のとおりとする。

1 応援を要請する場合

(1) 要請をする場合の災害の規模については市長が定め、応援要請は消防相互応援協定に基づき本部長が行う。

(2) 要請する相手方及び通信方法

市 町 村	責任者	電 話
安 中 市	安中市水防本部長	0 2 7 - 3 8 2 - 1 1 1 1
下仁田町	下仁田町水防本部長	0 2 7 4 - 8 2 - 2 1 1 1
甘 楽 町	甘楽町水防本部長	0 2 7 4 - 7 4 - 3 1 3 1
南 牧 村	南牧村水防本部長	0 2 7 4 - 8 7 - 2 0 1 1

通信は、電話を使用するとともに、不通の場合は防災行政用無線又は、特使をもってこれを行う。

(3) 応援部隊は、本部長の指揮の下に行動をするものとする。

2 応援要請を受けた場合

(1) 応援出動命令は、本部長が行う。

(2) 応援要請を受ける通信の体制

富岡市水防本部 電話 6 2 - 1 5 1 1

(3) 応援出動部隊及び人員、器材等については災害の状況及び応援要請の状況により本部長が決定する。

第 7 章 水防解除

本部長は、水位がはん濫注意水位以下に減じかつ危険がなくなったときは、水防本部の解除を命ずるとともに一般に周知させ、この旨を富岡土木事務所長へ通報するものとする。

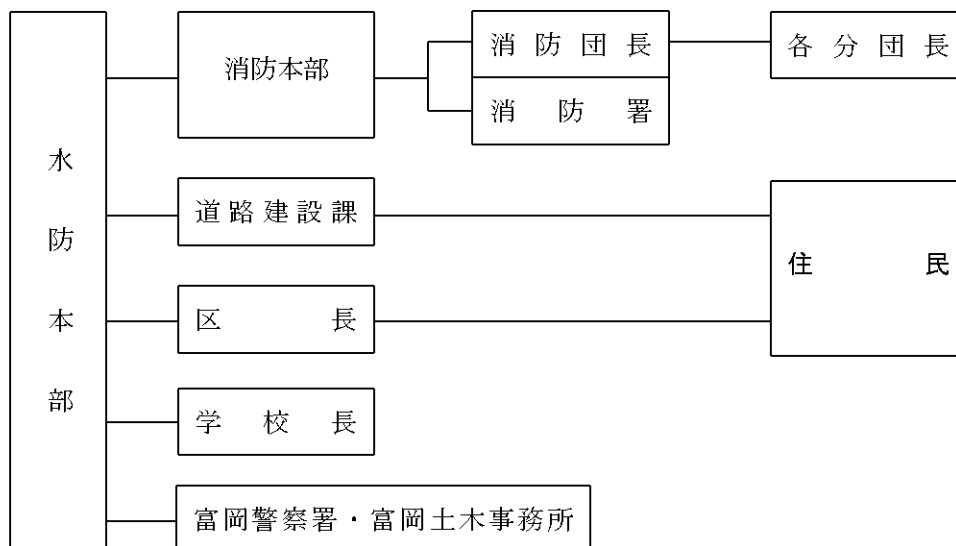
第 8 章 水防実施状況報告

本部長は、水防活動が終結したときは「(1)水防実施状況報告書(様式-2)」に、「(2)水防実施個所別表(様式-3)」を添えて富岡土木事務所を経由し知事に報告する。

第9章 通信連絡体制

洪水時に必要とする通信連絡は、次のとおり行うものとする。

1 伝達体制



2 連絡方法

水防上緊急を要する通信については、防災行政用無線、広報車、電話、メール等あらゆる通信機関を利用することとし、巡視車及び水防作業現場との連絡を緊密にするため防災行政用無線及び車両等の配備をしておくものとする。

資料編

1 水防活動速報報告書

様式-1

年 月 日				
水防活動速報報告書				
水防管理団体名 作成責任者				
水防実施箇所	左 川 岸 右	群馬県	市 町 村	地先
日 時	月 日 時現在			
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	合計
水防作業の概要 および工法	作業概要： 実施工法名： （概略の作業量）			
備 考				

(2) 水防実施箇所別表

作成責任者 _____

様式-3

管理団体名										指定、非指定の別																				
水防実施時の台風または豪雨名										報告年月日										平成 年 月 日										
水防実施	場所 川岸 地元 m										水防作業の概況及びその効果										工法延長									
	日時 自 月 日 時 至 月 日 時																				区分									
	出動 水防団員 消防団員 その他 計																				堤防 道路 橋 人員 田 畑 家 鉄道									
	人員 延 人 延 人 延 人 延 人																				効果									
使用資材 ()内は数量	布袋類	く	板	丸	土															物件費			合計							
		い	類	太	砂															品材費	燃料費	雑費								
	()	()	()	()	()																									
	枚	本	枚	本	m															円	円	円	円							
他団体からの応援状況																														
居住者の出動状況																														
警察の援助状況																														
現場指導の県職員																														
水防関係者の死傷																														
立退きの状況及びその指示した理由																														
水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要																														
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事に要するものが生じた時は、その場所並びに損害状況																														
備										考																				

3 富岡市内の主な取水施設

河川名	堰名	所管	位置	規模・操作方法	責任者	電話番号
丹生川	山下堰	甘楽多野用水土地改良区	一ノ宮	鉄製 高1.15m 1門捲上手動式 巾1.09m	松本 啓壽 (今井 正)	0274-62-0226 (平日) 63-4512 (休日)
高田川	一番堰	甘楽多野用水土地改良区	七日市	ステンレス製 高0.90m 1門捲上手動式 巾1.00m	黛 征一 (畑村 繁)	0274-63-3920 (0274-63-2539)
高田川	二番堰	甘楽多野用水土地改良区	黒川	ステンレス製 高0.60m 1門捲上手動式 巾0.60m	清水 栄二 (佐藤志郎)	0274-63-2394 (274-63-1452)
高田川	君川堰	君川堰用水組合	富岡	鋼製 高1.80m 自動転倒ゲート 巾29.0m	鶴田 孝之 (山田 始)	0274-63-4636 (0274-63-5091)
雄川	田篠取水堰	甘楽多野用水土地改良区	田篠	鉄製 高1.05m 1門捲上手動式 巾1.08m	松本 啓壽 (今井 正)	0274-62-0226 (平日) 63-4512 (休日)
丹生川	坂井堰	甘楽多野用水土地改良区	一ノ宮	鉄製 高1.50m 手動式 巾0.90m	永峯 豊 (永峯森美)	0274-62-2206 (0274-64-1046)

※ () は、副責任者。

4 重要水防区域

番号	河川名	管理者	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名		(m) 延長	重要な理由
			種別	階級		大字	字		
1	鎚川	県	堤防高	A	左	富岡	鎚橋上流	300	堤防高不足
2	〃	〃	堤体強度	A	左	曾木	酢之瀬歩道橋 上下流	300	新堤防
3	高田川	〃	堤防高	B	左	妙義町中里	中里	100	堤防高不足（河積少）
4	〃	〃	堤防高	B	左	〃	〃	150	堤防高不足（河積少）
5	〃	〃	堤防高	B	右	下高田	久原	200	堤防高不足（河積少）
6	〃	〃	水衝	A	右	〃	本村	150	洪水時水衝部
7	〃	〃	堤体強度	A	左	宇田	八木橋下流	145	新堤防
8	〃	〃	堤防高	A	右	七日市	三共橋上流	400	堤防高不足
9	丹生川	〃	堤防高	B	左	上丹生	下田橋上流	1,000	堤防高不足（河積少）
10	〃	〃	堤防高	B	右	〃	〃 〃	1,000	堤防高不足（河積少）
11	蚊沼川	〃	堤防高	A	左	田島 神農原	岩崎橋上下流	300	堤防高不足（河積少）
12	〃	〃	堤防高	A	右	〃 〃	〃 〃	200	堤防高不足（河積少）
13	大牛川	〃	水衝	B	左	大牛	中村	60	洪水時水衝部
14	矢沢川	〃	水衝	A	右	菅原	川後石	80	洪水時水衝部
合 計 14箇所								4,385	

※平成23年度群馬県水防計画資料編より転載

5 消防署員・消防団員の詰所

河川名	管理団体	管理者	所在地	電話番号
鑄川ほか17川	富甘広域	組合管理者	富岡消防署	62-4325
鑄川、高田川、中沢川、蚊沼川、丹生川、打越川	〃	〃	富岡消防署一ノ宮分署	63-2441
高田川ほか11川	〃	〃	富岡消防署妙義分署	73-3637
鑄川、高田川	富岡市	市長	富岡市第1分団詰所	—
鑄川、高田川、雄川	〃	〃	富岡市第2分団詰所	—
高田川、蚊沼川、丹生川	〃	〃	富岡市第3分団詰所	—
鑄川、野上川	〃	〃	富岡市第4分団詰所	—
野上川、立沢川、岩染川	〃	〃	富岡市第5分団詰所	—
酒沢川、下川、浅香入川	〃	〃	富岡市第6分団詰所	—
鑄川、蚊沼川、中沢川	〃	〃	富岡市第7分団詰所	—
丹生川、打越川	〃	〃	富岡市第8分団詰所	—
星川	〃	〃	富岡市第9分団詰所	—
星川、藤木川、桑原川、小桑川、蕨川	〃	〃	富岡市第10分団詰所	—
高田川、明戸川	〃	〃	富岡市第11分団詰所	—
高田川	〃	〃	富岡市第12分団詰所	—
高田川、熊野沢川	〃	〃	富岡市第13分団詰所	—
高田川、大牛川、北山川	〃	〃	富岡市第14分団詰所	—
高田川、諸戸川	〃	〃	富岡市第15分団詰所	—
高田川、菅原川、天神川、矢沢川、大桁川、京塚川、寺山川	〃	〃	富岡市第16分団詰所	—

※鑄川ほか17川：高田川、雄川、蚊沼川、丹生川、野上川、立沢川、岩染川、酒沢川、下川、浅香入川、中沢川、打越川、星川、藤木川、桑原川、小桑川、蕨川

※高田川ほか11川：明戸川、熊野沢川、大牛川、北山川、諸戸川、菅原川、天神川、矢沢川、大桁川、京塚川、寺山川

6 資材一覧

No.	分団名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
	品名																		
1	ホース 20m		45	50	38	48	36	51	54	49	51	51	32	30	36	28	44	32	675
2	(65mm) 中継用		1	2	1	2	2	2	1		2	1	2			1			17
3	ホース背負器		6	11	8	8	5	7	5	7	5	7	3	4	3	2	4	4	89
4	管 鎗	直 管	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	5	6	4	3	2	44
5		無反動	1	2	2	2	2	3	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	25
6	替口ノズル	直	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	7	3	4	2		2	47
7		噴 霧	3	4	4	3	4	4	4	3	4	4	1	3	4	4	2	3	54
8	分水器		2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	28
9	媒介金具	消火栓用	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	16
10		中継用	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1						13
11		オスオス	1	1						1		1							4
12		メスメス	1	1						1		1							4
13	媒介ストレナー金具		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
14	消火栓スタンドパイプ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
15	消火栓開閉ハンドル		5	3	2	2	3	2	2	4	2	2	2	4	2	2	2	1	40
16	消火栓蓋ハンドル		4	2	3	2	2	3	2	4	1	4	1	2	1	2	5	2	40
17	はしご		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	18
18	せき止シート		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
19	車両用シート		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
20	背負式水のう		4	3	2	3	4	4	5	4	4	3	4	4	3	4	3	3	57
21	とび口		12	16	4	11	8	11	11	14	4	12	2	6	6	7	7	2	133
22	おの		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	20
23	スコップ		13	18	17	10	9	14	12	11	11	13	10	10	10	10	10	11	189
24	つるはし		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	19
25	片つるはし		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	11
26	バール(金てこ)		3	2	3	2	2	1	2	3	3	2		3	3	1	3	2	35
27	なた(ケース付)		5	5	5	5	4	5	5	5	5	5			1	1			51
28	ゴーグル		6	7	6	5	5	5	7	5	12	7	8	8	8	10	7	10	116
29	かけや		1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	20
30	強力ライト		4	2	2	3	3	4	6	5	3	3	3	4	4	7	3	6	62
31	ホース保護ネット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							10
32	ホースバンド		15	22	24	7	30	15	20	27	26	27	5	5	5	2	5	3	238
33	ホースブリッジセット		1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	2	23
34	トランシーバセット																		0
35	無線傍受器	車 載	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	1		13
36		携 帯	4	4	3	3	5	3	3	4	3	5	4	1	3	2		3	50
37	消火器		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	18
38	ロープ	50m	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							10
39		20m	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	2	3	3	24
40	訓練旗		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	17
41	手旗(赤青セット)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					1		11
42	鉄線カッター		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	15
43	枕木		2	2	2	2	2	2	2	3	1	3	2	2	2	2	4	2	35
44	スベアタイヤ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
45	スタッドレスタイヤ		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	6	4	86

46	タイヤチェーン (一式)		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
47	ジャッキ (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
48	車両用工具 (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	17
49	チェーンソー (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
50	発電機 (一式)	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
51	自由放口	2	2	2	2	2	2	2	2	2								20
52	車輪止	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	30
53	救急箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
54	防災無線機 (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
55	防災無線個別受信機	5	1	1	1	1	1	1	1	1		2	2	1	1	1	1	21
56	分団旗 (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
57	分団旗収納ケース	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
58	防火衣	19	19	19	19	19	19	19	19	19	9	9	9	9	9	9	9	244
59	しころ付きヘルメット	19	19	19	19	19	19	19	19	19	9	9	9	9	9	9	9	244
60	ヘルメット	19	19	19	19	19	19	19	19	19	11	11	11	11	11	11	11	256
61	膝カバー付ゴム長靴	14	8	4	5	11	6	16	7	16	12							99
62	充電器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	22
63	作業灯 (300w)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	21
64	コードリール	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	18
65	トレリット (水防用)	600	600	600	600	600	600	800	700	500	600	550	550	1000	700	500	10,100	
66	雨合羽	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	9	9	10	275	
67	物品整理棚	1	1	1	1		1	1	1	1		3	2	2	2	1	1	19
68	バリケード	2	2	2	2	2	2	2	2	2								20
69	黒板		2	1	1	1		1	1	1								9
70	ホワイトボード		1				1					1	1	1	1	1	1	8
71	ブラスターケーブル		1		1	1						1						5
72	ももたろう旗 (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1								10
73	不凍液用噴霧器	1	1	1	1	1	1	1	1	1								10
74	タイヤワックス用噴霧器	1	1	1	1	1	1	1	1	1								10
75	革手袋	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	304
76	ヘッドライト	13	14	16	17	10	15	10	17	17	11	17	16	9	10	15	14	221
77	合図灯	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	2	2	1	2	2	2	24
78	ビニールシート	7	3	3	8	5	9	8	8	1	1	8	15	8	7	11	5	107
79	軽可搬ポンプ		1			1	1	1	1	1	1						1	8
80	〃 吸管 (一式)		1			1	1	1	1	1	1						1	8
81	〃 投光器 (一式)		1			1	1		1	1	1							6
82	〃 工具 (一式)		1			1	1	1	1	1	1						1	8
83	〃 中継用媒介金具		1			1	1	1	1	1	1							7
84	〃 燃料タンク		1		1	1	1	1	1	1	1						1	9
85	湯沸器																	0
86	エアコン				2			1							1			4
87	石油ストーブ		1		1	1		1	1	2	2	1	1					11
88	石油ファンヒーター						1											1
89	ガスストーブ				1	1												2
90	ガスファンヒーター				1													1

7 浸水想定区域 指定状況

河川名	左右岸別	区 間 等	県指定年月日 告示番号
高田川	左岸	富岡市妙義町中里から富岡市富岡（山下橋）まで	平成21年6月30日 群馬県告示第272号
	右岸	富岡市妙義町古立から富岡市富岡（山下橋）まで	
鍬 川	左岸	富岡市富岡字川久保から富岡市曾木字大久保まで	平成21年9月18日 群馬県告示第371号